

吉富町地域強^{きょう}靱^{じん}化計画

— 概要版 —

● 地域強靱化計画とは

1 計画の策定趣旨

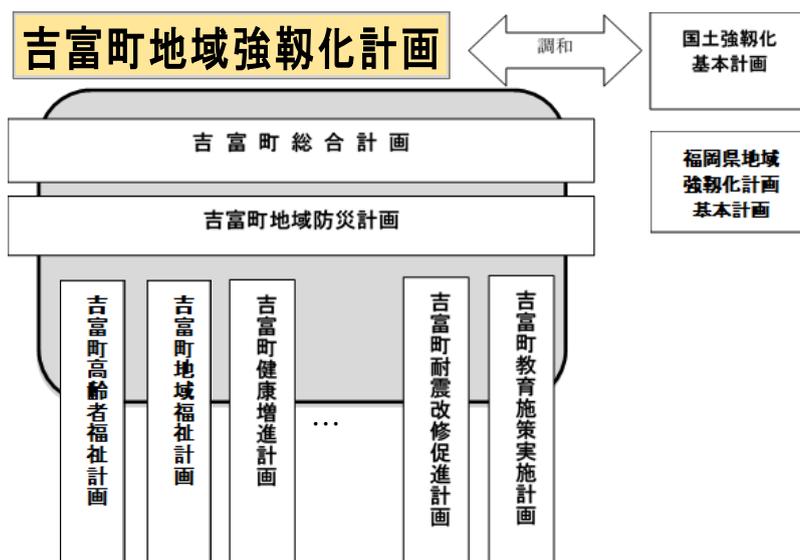
平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行され、翌年 6 月に国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定されました。

「吉富町地域強靱化計画（以下、「本計画」という。）」は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭に置いた上で、大規模自然災害等が起きても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な町土・地域・経済社会の構築に向けた「強靱な地域」を作り上げるために、国全体の国土強靱化政策や福岡県の地域強靱化計画との調和を図りながら、国や県内市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的・計画的に「町土の強靱化」を推進するための指針として策定するものです。

2 計画の位置付け

○ 本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定し、基本計画との調和を保ちつつ、福岡県地域強靱化計画との調和及び連携・役割分担を図ります。

○ 「吉富町総合計画」等との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から「吉富町地域防災計画」等本町における様々な分野の計画の指針となる性格を有するものです。



● 基本目標

基本計画及び福岡県地域強靱化計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標としました。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

● 留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえ、以下の事項に留意しながら取り組みます。

- 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取組を推進
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるように工夫
- 地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境の整備
- 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

● 想定するリスク

本町に被害が生じる、以下の災害を想定し、これによる甚大な被害を防ぐために、本町の強靱化を推進します。

風水害（台風、豪雨、暴風など）

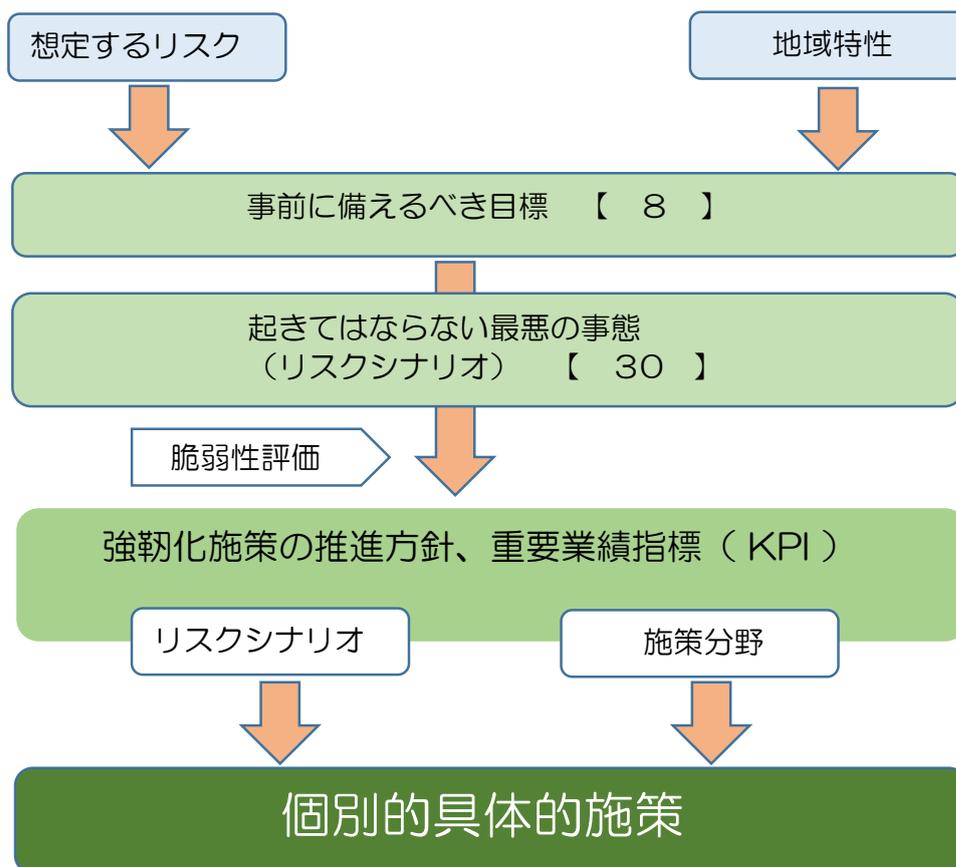
地震

土砂災害

高潮・津波

● 強靱化対策の基本的な考え方

- 想定するリスクと地域特性を踏まえ、本町を強靱化するために必要な事項を明らかにするため、8の「事前に備えるべき目標」を設定し、各目標を達成するために検討すべき課題として、30の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。
- これをもとに、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、その結果に基づき強靱化施策の推進方針、リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握のための重要業績指標（KPI）を定めました。



● 計画の見直しについて

- 本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととします。
また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、社会情勢の変化により新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととします。
- さらに、見直しに当たっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。

<起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）>

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害・火山噴火等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化・交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
④迅速な復旧復興	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-4	農地等の被害による町域の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
8-2		復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
8-3		貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	
8-4		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	